

パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正（独法会計基準）

1. パブリックコメント及び各府省意見照会等の実施期間及び結果概要

- 平成 30 年 6 月 27 日から平成 30 年 7 月 20 日まで実施した。
- パブリックコメントが 0 件、各府省意見照会等が 48 件あり、意見等の概要と詳細な内訳は以下のとおり。

2. パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正

No.	該当箇所	意見等	修正内容
1	【資料 10】P ix 4 改訂会計基準の性格と取扱い	4 改訂会計基準の性格と取扱いのすぐ下に「(1) 改訂会計基準の性格と取扱い」と記載してあるが(2)が無いいため削除すべきではないか。	該当部分を以下のとおり変更します。 -(1) 改訂会計基準の性格と取扱い
2	【資料 10】P x 4 改訂会計基準の性格と取扱い	改訂会計基準の性格と取扱いに以下の記載があるが、「企業会計と異なる」は現行、各独法において主務省令に定めるところにより独法会計基準と異なる会計処理を定めていることも踏まえると削除すべきではないか。 ・また、現行の基準及び注解と同様、主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく <u>企業会計と異なる会計処理</u> を定めることを排除するものではないが、その場合には基準及び注解の趣旨に抵触してはならない。	該当部分を以下のとおり変更します。 また、現行の基準及び注解と同様、主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく <u>企業会計と異なる</u> 会計処理を定めることを排除するものではないが、その場合には基準及び注解の趣旨に抵触してはならない。
3	【資料 10】P vii 第 12 章 独立	第 20 では、承継資産について、「個別法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう」と定義している。この	「第 20 行政コストの定義」<注 15>では、冒頭に「「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた」と規定しています。

No.	該当箇所	意見等	修正内容
	<p>行政法人固有の会計処理</p> <p>【資料 11】 P 10 第 20 行政コストの定義 P 28 第 57 純資産の表示項目 P 29 第 58 貸借対照表の様式 P 56 第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理</p>	<p>定義だけに従う場合、「承継資産」に有形固定資産、無形固定資産を含むか否かを明確にする必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に含まない場合、第 87 において「(有形固定資産及び無形固定資産を除く。)」とする文言は不要ではないか。 ・仮に含む場合、第 87 を直接参照している第 20 はまだしも、第 57、第 58 の「承継資産」に、有形固定資産、無形固定資産が含まれるかどうか文言からは読み取れないとの指摘を受ける可能性があり、今後の実務に曖昧さを残しかねない。第 20 において、「承継資産（個別法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいい、有形固定資産及び無形固定資産を除く。以下同じ。）」とし、第 87 における「(有形固定資産及び無形固定資産を除く。)」は削除してはどうか。 	<p>これは、独立行政法人会計基準の各章の記載順序の都合上、後引きによる表現とする必要があったことによります。</p> <p>また、以下も踏まえて検討しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継資産には、そもそも有形固定資産及び無形固定資産を含むため、承継資産の定義の中に除外される科目を記載した場合には、一般的に想定される承継資産と独立行政法人会計上の承継資産という 2 つの表現が存在しているように見えること ・現行の「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」等を踏まえ、承継資産のうち、償却資産及び非償却資産については、既に現行の損益外減価償却相当額又は損益外除売却差額相当額として会計処理されており、第 87 において当該事実を踏まえた取扱いをまとめて規定することが有用であったこと <p>ただし、ご意見も踏まえると、有形固定資産及び無形固定資産を除くことをさらに明確にしておく必要性を認識したことから、「第 20 行政コストの定義」＜注 15＞及び「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を以下のように修正します。</p> <p>第 20 行政コストの定義 ＜注 15＞その他行政コストについて</p> <p>2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。</p> <p>(4) 「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた 有形固定資産及び無形固定資産を除く 承継資産（個別法の権利義務</p>

No.	該当箇所	意見等	修正内容
			<p>承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。)に係る費用相当額</p> <p>第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理</p> <p>2 独立行政法人が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産 (有形固定資産及び無形固定資産を除く。)のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 68)</p> <p>以上を踏まえて、独立行政法人会計基準の改訂について(案)も以下のように修正します。</p> <p>3 会計基準改訂の主な内容</p> <p>第 12 章 独立行政法人固有の会計処理</p> <p>① 特定の資産に係る費用相当額の会計処理</p> <p>～特定の有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産(個別法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産 (有形固定資産及び無形固定資産を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された資産に係る費用相当額については、独立行政法人の利益の性格及びこれまでの特定の償却資産の減価に係る会計処理の取扱い等に照らしてせば、特定の償却資産の減価と同様の会計処理をすべきとしたことから、新たに特定の承継資産に係る費用相当額を含め、「特定の資産に係る費用相当額の会計処理」とすることとした。～</p>

No.	該当箇所	意見等	修正内容
			<p>なお、今回の検討対象となった勘定科目（たな卸資産や敷金等）を踏まえ、承継資産のうち流動資産及び投資その他の資産が対象に含まれることを明確にするために、「償却資産及び非償却資産を除く」ではなく「有形固定資産及び無形固定資産を除く」と表現しています。</p>
4	【資料 11】 P11 注解 15	<p>「2 その他行政コストに含まれる取引の例は、以下のとおり。」 ⇒改訂前基準における損益外項目が限定列挙であったこととの整合性から、その他行政コストに含まれるケースは限定列挙にしていると思うが、そうであれば、「例」という表現を削除してはどうか。 なお、記載以外の取引が想定され改訂案のとおり「取引の例」とする場合、第 61 行政コスト計算書の様式の「Ⅱその他行政コスト」の科目の最後に「その他」を記載すべきではないか。</p>	<p>より明確な表現とするため、以下のように修正します。</p> <p>2 その他行政コストに含まれる取引の例は、以下のとおり。</p>
5	【資料 11】 P11 注解 15	<p>「(5) <u>上記(1)に掲げる資産</u>の売却、交換又は除却等に直接起因する資産又は負債の増減額（又は両者の組合せ）」 ⇒当該記載では、非償却資産に係る除売却差額相当額が含まれないのではないか。例えば、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産」など、対象を明確に記載してはどうか。</p>	<p>上記 No. 4 を受けて「例」を削除するため、以下のように修正します。</p> <p>(5) 独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連する、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産又は負債の増減額（又は両者の組合せ）</p>

No.	該当箇所	意見等	修正内容
6	【資料 11】 P38 第 68 表示区分、分類及び表示項目	<p>評価・換算差額等の表示パターン（1）の場合には、附属明細書により開示することとされているが、第 79 附属明細書には、該当する附属明細の項目はない。</p> <p>⇒財規第 104 条と同様に注記項目とするべきではないか。ただし、あえて財規と合わせて開示省略規定を定める必要性も高いとは考えられず、そもそも各内訳項目を本表で開示することに限定しても良いのではないか。</p>	<p>法人間の比較可能性の観点などから、本表で開示することで統一すべきではないかという御意見も踏まえ、各内訳項目を本表で開示することに限定し、以下のように修正します。</p> <p><注 4 6 ></p> <p>2 評価・換算差額等については、以下のいずれかの表示によることもできる。</p> <p>(1) 評価・換算差額等合計のみを表示し、評価・換算差額等の内訳項目については附属明細書により開示すること</p> <p>(2) 評価・換算差額等合計の表示を省略すること</p> <p>2-3 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は～</p>
7	【資料 11】 P57 第 89 退職給付に係る会計処理	<p>毎年度の処理は以下となるのか。</p> <p><交付金受入時> 現金／運営費交付金債務</p> <p><支払時> 退職給付費用／現金 運営費交付金債務／交付金収益 退職給付引当金／退職給付引当金見返</p> <p><決算時>（残高の調整） 退職給付引当金見返／（収益科目）</p>	<p>例えば、退職一時金制度で簡便法を適用している場合については、以下のような仕訳が考えられます。</p> <p>※退職給付引当金残高の推移は以下であると仮定する。</p> <p>期首残高：5,000 支給額：△2,100 期末残高：8,000</p> <p><前事業年度：決算時> 退職給付費用 5,000 / 退職給付引当金 5,000 退職給付引当金見返 5,000 / 退職給付引当金見返に係る収益 5,000</p>

No.	該当箇所	意見等	修正内容
		(費用科目) / 退職給付引当金	<p><当事業年度：交付金受入時> 現金 2,100 / 運営費交付金債務 2,100</p> <p><当事業年度：支払時> 退職給付引当金 2,000 / 現金 2,100 退職給付費用 100 <u>運営費交付金債務 2,000 / 退職給付引当金見返 2,000</u> 運営費交付金債務 100 / 運営費交付金収益 100</p> <p><当事業年度：決算時> 退職給付費用 5,000 / 退職給付引当金 5,000 退職給付引当金見返 5,000 / 退職給付引当金見返に係る収益 5,000</p> <p>また、上記の場合を含めて退職給付会計の実務を考慮すると以下のような仕訳が考えられます。</p> <p><前事業年度：決算時> 退職給付費用 5,000 / 退職給付引当金 5,000 退職給付引当金見返 5,000 / 退職給付引当金見返に係る収益 5,000</p> <p><当事業年度：交付金受入時> 現金 2,100 / 運営費交付金債務 2,100</p>

No.	該当箇所	意見等	修正内容
			<p><当事業年度：支払時> 退職給付引当金 2,100 / 現金 2,100 <u>運営費交付金債務 2,100 / 退職給付引当金見返 2,100</u></p> <p><当事業年度：決算時> 退職給付費用 5,100 / 退職給付引当金 5,100 退職給付引当金見返 5,100 / 退職給付引当金見返に係る収益 5,100</p> <p>以上のとおり、運営費交付金債務と退職給付引当金見返を相殺する仕訳が必要となることから、今回の改訂により、運営費交付金債務の収益化や資本剰余金への振替によらない会計処理が必要となったため、現行の「第81 運営費交付金の会計処理」に以下の規定を追加します。</p> <p>第81 運営費交付金の会計処理</p> <p>7 独立行政法人が、「第17 引当金」2に基づく引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）「第38 退職給付引当金の計上方法」、「第67 損益計算書の様式」、「第88 賞与引当金に係る会計処理」及び「第89 退職給付に係る会計処理」等に記載していない詳細な規定については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aで定めることとなります。</p>

No.	該当箇所	意見等	修正内容
8	【資料 11】 P57 第 89 退職給 付に係る会計処 理	第 89 第 2 項「上記 1 のうち、退職一時金に係る退職給 付債務の見積額の計算にあたっては、退職一時金の期末 要支給額を用いた計算によることができる」とあるが、 第 38 第 8 項では、職員数三百人未満の独立行政法人に 限定しており、わかりにくい。第 38 の記載ぶりに合わ せるべき。	第 89 第 2 項を以下の規定へと変更します。 2 上記 1 の見積額のうち、退職一時金に係る退職給付債務の見積額の 計算にあたっては、「第 38 退職給付引当金の計上方法」8にかかわらず 退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。
9	【資料 11】 P64 第 104 財務諸 表の開示方法等	「法人単位貸借対照表及び損益計算書において」 ⇒「法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書におい て」ではないか。	より明確な表現とするため、以下のように修正します。 第 104 財務諸表の開示方法等 4 法人単位財務諸表には、「第 79 附属明細書」に定めるもののほか、 次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。 (注 81) (4) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書において、相殺消去さ れた勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収 益並びに消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益の内訳

3. 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（案）に関する意見等及びそれに対する考え方

No.	該当箇所	意見等	考え方
1	【資料 10】 P vii 3 (1) 会計基 準改訂の主な内 容 第 12 章① 特定の資産に係	「これらの取扱いは過年度の会計処理も含めて見直す 必要があることから、今後、主務省令等による取扱いを 検討するなど、今回の改訂の趣旨を踏まえた対応を関係 各部署等において実施する必要がある。」とあるが、当 法人の場合、過年度に費用化している部分が大半であ	今回の独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の改訂案を 受けて、過年度の取扱いも踏まえて、主務省令の改正を要するものと認 識しています。 このため、今後、総務省が改正に向けた主務省令ひな型をお示しするこ ととなります。

No.	該当箇所	意見等	考え方
	る費用相当額の会計処理	り、会計基準等には過年度の処理については明記をしないということか。	
2	【資料 10】 P vii 3 (1) 会計基準改訂の主な内容 第 12 章① 特定の資産に係る費用相当額の会計処理	「第 12 章 独立行政法人固有の会計処理①特定の資産に係る費用相当額の会計処理」において、「これらの取扱いは過年度の会計処理も含めて見直す必要があることから、今後、主務省令等による取扱いを検討するなど、今回の改訂の趣旨を踏まえた対応を関係各部署等において実施する必要がある。」とあるが、今後どのような対応が求められるのか。	上記 No. 1 の考え方を参照ください。
3	【資料 11】 P 1 第 2 正規の簿記の原則	1 「独法の財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について・・・」は分かり辛いので、わかりやすい表現に修正願いたい。	「第 2 正規の簿記の原則」は一般原則であり、法人の会計実務上は、特に独立行政法人の財務諸表の構成要素等の定義、認識、測定、表示及び開示の箇所が直接的な影響を受けるものと理解しています。 なお、ご意見いただいた箇所は、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日）を踏まえた表現となっている部分になりますが、これは国際公会計基準審議会（IPSASB）の「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（最終公表 2014 年 10 月）等を参考に、財務諸表の構成要素等を検討した結果としての表現になります。
4	【資料 11】 P 3 注解 6	<注 6 >の 2 の文章については、後の文脈から、次のとおり修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。 （現状） 2 独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、もしくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。	ご意見いただいた箇所は、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日）と同様の定義となっている部分になりますが、これは国際公会計基準審議会（IPSASB）の「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（最終公表 2014 年 10 月）を参考に検討した表現となります。

No.	該当箇所	意見等	考え方
		↓ (修正後) 2 独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフローの増加、もしくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。	経済的「便益」であることから、「キャッシュ・インフロー」であること、もしくは「キャッシュ・アウトフローの減少」であることと表現しています。
5	【資料 11】 P 8 第 16 固定負債	退職給付引当金は固定負債のみに計上するのか。	基準及び注解は、一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限り基準及び注解の定めるところに従わなければなりません。そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなります。
6	【資料 11】 P 8 第 16 固定負債	引当金に、修繕引当金を計上できないかご検討願いたい。	独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解(案)「第 17 引当金」1 等を踏まえてご判断ください。 基準及び注解は、一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限り基準及び注解の定めるところに従わなければなりません。そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなります。 なお、今回の標準的な様式(案)及び独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(案)等を踏まえて作成・公表することとなる通則法第 38 条第 2 項に基づく事業報告書においては、業務運営上の課題・リスクに関する情報を提供することとなります。
7	【資料 11】 P 8 第 17 引当金	引当金について、退職給付引当金、賞与引当金以外の具体例を提示いただけないか。	例えば、貸倒引当金、保証債務損失引当金があります。 基準及び注解は、一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限り基準及び注解の定めるところに従わなければなりません。そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなります。

No.	該当箇所	意見等	考え方
			<p>なお、今回の標準的な様式（案）及び独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）等を踏まえて作成・公表することとなる通則法第38条第2項に基づく事業報告書においては、業務運営上の課題・リスクに関する情報を提供することとなります。</p>
8	【資料11】P8 第17 引当金	<p>第17第2項の「法令等、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる」、第88「中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合」、第89第1項及び第2項「財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合」とあるが、具体的に明文化されていなくても、これまでの財源措置の実態や慣例等を踏まえて明らかであれば、引当金見返を計上するという理解でよいか。</p>	<p>今回の改訂は、これまで引当外賞与及び引当外退職給付としていた処理について、賞与引当金及び退職給付引当金を計上するとともに、同額の資産として、賞与引当金見返及び退職給付引当金見返を計上することへと変更したものです。</p> <p>これらの会計処理をする場合の判断方法は変更していないため、これまでと同様の考え方によって今後、引当金を計上することになる場合には同額の引当金見返を計上することになります。</p>
9	【資料11】P10 第20 行政コストの定義	<p>第20第1項と注15第2項の以下の下線部分で不整合が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第20第1項 <p>独立行政法人の行政コストとは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<注15>第2項 <p>(5)上記(1)に掲げる資産の売却、交換又は除却等に直接</p>	<p>独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）に至るまでに、ご意見いただいた事項も踏まえ、検討を進めていました。</p> <p>今回の概念整理に当たっては、財務諸表の構成要素の整理上、費用と収益のような、行政コストの反対に位置する構成要素は定めていません。このため、ご意見いただいた特定の資産の売却により発生した売却益などの「資産の増額又は負債の減額、そして資本剰余金の増額」につきましては、その他行政コストに含めて整理することとしました。</p> <p>このため、検討の当初では、資産の減少又は負債の増額と、資産の増額又は負債の減額とは分けて規定するとともに、「会計上の財産的基礎が減少する取引に関連する、資産の増額又は負債の減額」というように表現</p>

No.	該当箇所	意見等	考え方
		<p>起因する資産又は負債の増減額（又は両者の組合せ）</p> <p>(6)「第 99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる資本剰余金の減額又は増額</p> <p>⇒基準の定義では資産の減少又は負債の増加としているが、注解の例示では資産の増加や負債の減少、あるいは資本剰余金の増額も含まれるとしている。特に注 15 (5) の資産の売却にあたっては、売却益が生じる場合も売却損が生じる場合も考えられるが、行政コストの範囲としてトータルでネットされた売却損益を行政コストに含めるという整理で良いか(売却益が生じた場合は行政コストのマイナスという整理で良いか)。</p>	<p>していたところです。</p> <p>その後の検討の中で、「第 99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理」についても含めて規定すべきとされたところ、第 99 による「資本剰余金の増額」を含めて規定すべきこととなったため、規定ぶりの混乱を回避するために、現行案の規定ぶりとすることとしました。</p> <p>よって、ご意見いただいたとおり、売却益が生じた場合は行政コストのマイナスという整理になります。</p> <p>この場合、事業報告書において、業務の成果と使用した資源との対比としてコスト情報を活用する場合には、独立行政法人の実態を踏まえた情報として、当該売却益等を加味する前のコスト情報を利用することも考えられます。</p> <p>なお、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A により補足する取扱いも考えられます。</p>
10	【資料 11】 P10 第 20 行政コストの定義	行政コストにおける「フルコスト」の定義は何か。	フルコスト情報については「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の「第 3 章 結論の背景 BC3.6」に記載のとおりです。
11	【資料 11】 P11 注解 15	<p>「3 その他行政コストに含まれない取引の例は、以下のとおり。」</p> <p>⇒有価証券評価差額金の増減や繰延ヘッジ損益の増減等はその他行政コストに含むべきではないと考える。</p> <p>例示として追加してはどうか。</p>	<p>評価・換算差額等は独立行政法人に例外的に生じるものであることから、「第 2 章 概念」では言及しないこととし、ただし財務報告利用者の理解を促進する観点から「第 5 章 貸借対照表」における表示項目に含めて記載することとしました。</p> <p>そのため、評価・換算差額等はその他行政コストに含まれない取引ではありますが、その例示には追加しない方が良いと考えております。</p>

No.	該当箇所	意見等	考え方
			<p>なお、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aにより補足する取扱いも考えられます。</p>
12	【資料 11】 P12 第 23 利益の 定義	<p>「第 23 利益の定義」中の積立金の取崩額は、＜注 17＞によると、通則法第 44 条第 3 項に基づく、目的積立金の取崩しを示しているが、同条第 4 項に基づく個別法に定める積立金の用途による前中期目標期間繰越積立金の取崩しも同様に解してよろしいか。</p>	<p>損益計算書上、当期総利益の算定に当たっては、通則法の取扱いを踏まえた目的積立金取崩額のみならず、個別法の取扱いも踏まえた前中期目標期間繰越積立金取崩額等も調整されることと認識しています。</p> <p>ご意見いただいた箇所については、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）「第 2 章 概念」であり、主に独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日）による概念整理を踏まえた規定内容としています。</p> <p>なお、基本的な指針 BC3.37 では、以下のように記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利益は、「独立行政法人通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益」であるため、費用と収益との差額として算定されるが、利益は「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」ともなるため、第 1 章で説明した目的積立金を踏まえて定義付けることとした。（以下、省略） <p>なお、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aにより補足する取扱いも考えられます。</p>
13	【資料 11】 P12 注解 17	<p>「・・・例えば・・・目的積立金の取崩額を加えたものとなる。」とあるが、例えば以降を削除してはどうか。</p>	<p>上記 No. 12 の考え方を参照ください。</p>
14	【資料 11】 P20 第 38 退職給 付引当金の計上	<p>退職給付に係る会計処理について、収益・費用の具体的な勘定科目や計上区分はQ&Aで示されるという認識でよいか。</p>	<p>独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）「第 38 退職給付引当金の計上方法」、「第 67 損益計算書の様式」及び「第 89 退職給付に係る会計処理」等に記載していない詳細な規定については、必要に</p>

No.	該当箇所	意見等	考え方
	方法		<p>応じて「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で定めることとなります。</p>
15	【資料 11】 P23 第 42 財務諸表の体系	<p>行政サービス実施コスト計算書が削除され、新たに行政コスト計算書と純資産変動計算書が加えられているが、これらについては主務省令で定められるという理解でよろしいか。そのとおりだとすると、通則法第 38 条の並びと異なる（損益計算書が主務省令で定める書類である行政コスト計算書より下位となる）ことに違和感を感じる。</p>	<p>今回の独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の改訂案を受けて、主務省令の改正を要するものと認識しています。</p> <p>このため、今後、総務省が改正に向けた主務省令ひな型をお示しすることとなります。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準の改訂について（案）「2 会計基準改訂の背景」（1）財務諸表の役割及び体系の記載が参考となりますが、行政コスト計算書と損益計算書ともに重要な役割を持つ書類として位置付けており、いずれかが「上位」に位置付けられるとは記載していません。</p>
16	【資料 11】 P28 第 57 純資産の表示科目	<p>「承継資産に係る費用相当累計額」の対象事例を提示いただけないか。</p>	<p>今回の検討を行うに当たっては、全ての独立行政法人を対象としたアンケート等を実施しました。</p> <p>第 13 回共同ワーキング・チームでは、当該アンケートの結果、把握された以下の科目から生じる費用相当額をもとにして検討が進められました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動資産（たな卸資産） ・投資その他の資産（敷金） <p>ただし、上記は検討用の科目に過ぎませんので、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」や今後、検討が進められる「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A 等を踏まえつつ、判断する必要があることに留意ください。</p>

No.	該当箇所	意見等	考え方
17	【資料 11】 P28 第 57 純資産 の表示科目	承継資産に係る損益については、費用のみが資本剰余金での整理対象となっているが、収益についても対象としていただきたい。	ご意見いただいた収益については、具体的な事例に則した検討が必要なものと思われます。例えば、以下のような検討が想定されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも当該法人における個別法附則の特殊性に基づく取扱いが原因となっているものであり基準及び注解の改訂により対応すべき性質に無い取引ではないか ・収益が生じることとなった原因が自己収入の獲得である場合には、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」の考え方との整合上、獲得した自己収入を資本剰余金の増加として会計処理することは理論的と言えないのではないか ・収益が生じることとなった原因が承継前の負債に関連するものであって、当該負債に見合う承継資産の費用化によって、将来、当該収益計上に伴う利益を減少させる損失が生じるものだったのではないか ・そもそも説明責任に関連する論点のため、財務諸表に添付される事業報告書によって当該事実を説明すべきではないか
18	【資料 11】 P33 第 59 注記事 項	「貸借対照表については、その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額を注記しなければならない。」 ⇒独立行政法人に対する出資（資本金）と施設費による財源措置等（資本剰余金）は、ともに独立行政法人に拠出された会計上の財産的基礎であり、その性質に大きな差異はないと考えられる。出資に係る部分だけ注記する趣旨を改めてご教示頂きたい。	「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成 29 年 9 月 1 日）を共同ワーキング・チームで議論する過程で、現在の貸借対照表の純資産の部では、資本剰余金の中に、資本金を財源として取得した償却資産から生じた損益外減価償却累計額がどの程度含まれているのか把握できず、仮に同じような償却資産を購入するとした場合に必要となりそうな財源措置の種類や金額を判断するための情報が無いことが論点となりました。 今回の検討を進めるに当たり、全ての独立行政法人に対して、過去の会

No.	該当箇所	意見等	考え方
			<p>計検査院の政府出資金の検査に係る報告内容等も踏まえたアンケートを実施したところ、資本剰余金（政府出資金）に関する情報を把握することに問題無いものと認識しました。</p> <p>なお、当初、純資産変動計算書の資本剰余金の内訳として「政府出資金」を明示し、増減内容及び金額を示すことを検討していましたが、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）では、注記に留めることとしました。</p>
19	【資料 11】 P33 第 59 注記事項	「出資を財源に取得した資産に係る金額を注記・・・」とあるが、現物出資も含まれると解してよろしいか。	<p>ご理解のとおりになります。</p> <p>なお、詳細な規定については、注記額算定に係る費用対効果等も踏まえ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で定めることとなります。</p>
20	【資料 11】 P33 第 61 行政コスト計算書の様式	その他行政コストに、注解 15 2（6）に対応する項目がない。記載を追加すべきではないか。	<p>ご意見いただいた部分については、除売却差額相当額として規定しているところであり、「第 99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる資本剰余金（施設費）の減少や資本剰余金（国庫納付差額）、資本剰余金（減資差益）はその他行政コストに含みません。（その他行政コストには、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が増減する取引を含みません）</p>
21	【資料 11】 P39 第 69 純資産変動計算書の様式	資本金の当期の変動額として利益剰余金の欄が設けられているが、具体的にどのような場合が該当するのか。	<p>現状、純資産変動計算書に仮の数字が入力された様式については、第 13 回共同ワーキング・チームで検討する際に活用された【資料 7】又は【資料 8】が参考となります。</p> <p>ただし、詳細な規定については、必要に応じて「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で定めることとなります。</p>

No.	該当箇所	意見等	考え方
22	【資料 11】 P39 第 69 純資産 変動計算書の様 式	純資産変動計算書について、仮の数字が入力された様式を提示いただけないか。	上記 No. 21 の考え方を参照ください。
23	【資料 11】 P43 第 71 表示方法	「業務活動によるキャッシュ・フロー」はいわゆる直接法で表示しなければならないとされているが、企業会計では、直接法と間接法の選択適用が認められている。よって独立行政法人会計も直接法のみ限定する必要はないのではないか。	今回は、キャッシュ・フロー計算書について、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の見直しは特段要しないこととしました。今後、連結財務諸表の改訂を検討する場合には、必要に応じて連結キャッシュ・フロー計算書と同時に検討することも考えられます。
24	【資料 11】 P50 第 81 運営費 交付金の会計処 理	収益化基準の設定に関する考え方について、「より実務に即した記載と合わせて Q&A で定める」旨の注記があるが、どのような記載内容を想定しているか、可能な限り早期にご教示頂きたい。	平成 30 事業年度中に改訂内容をお知らせする予定です。業務達成基準等の収益化基準への対応については、準備期間を要するものと認識していますので、今後、総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会により検討される予定ですが、可能な限り早期に状況をお知らせできるよう留意します。
25	【資料 11】 P51 注解 60	<注 60>の 1～3 が削除された理由は何か。	「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）からの引用が自明であることや、記載していた内容が「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で整理すべき具体的な事項まで記載されておりバランスを欠くことから、当該記載を削除して、より実務に即した記載と合わせて Q&A で定めることとしたものになります。
26	【資料 11】 P56 第 87 特定の	「第 87 第 2 項 独立行政法人が取得した承継資産（有形固定資産及び無形固定資産を除く。）のうち、その費	独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）「第 20 行政コストの定義」<注 15>その他行政コストについての中で、その他行政

No.	該当箇所	意見等	考え方
	資産に係る費用相当額の会計処理	用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 68)」とあるが、「費用相当額」とは費用計上額という認識で問題ないか。	コストに含まれる取引の例として、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた承継資産に係る費用相当額を含めてお示ししています。 このため、損益計算書に表示される「費用」計上額とは異なるものとなります。
27	【資料 11】 P56 第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理	「承継資産に係る費用相当累計額」は過去に発生したのもも基準改訂に合わせ当該科目へ整理するのか。	ご理解のとおりになります。 ただし、過年度の「承継資産に係る費用相当累計額」は、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に基づき、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして <u>特定できる場合</u> に計上するためご注意ください。 その上で、承継資産に係る費用相当額の取扱いは、現行の「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」と基本的に同様の取扱いによるため、詳細については「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で定めるとともに、主務省令において、過年度の取扱いも含めて、 <u>対象資産</u> あるいは特定の要件や手続を規定する必要があるものと認識しています。 なお、第 13 回共同ワーキング・チームでは、以下の仕訳例を参照しつつ議論がなされました。 資本剰余金（現行の損益外項目）/臨時利益
28	【資料 11】 P56 第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処	「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」第 2 項中、「独立行政法人が取得した承継資産（有形固定資産及び無形固定資産を除く。）の具体例をご教示いただきたい。また、「当該資産の費用相当額」についても具	上記 No. 16 の考え方を参照ください。

No.	該当箇所	意見等	考え方
	理	体例をご教示いただきたい。	
29	【資料 11】 P56 注解 68	「取得時までに別途特定された資産に限り、特定の資産に係る費用相当額は、資本剰余金を直接減額処理する」とこととされているが、この別途特定とは何を指すのか。	承継資産に係る費用相当額の取扱いは、現行の「第 8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」と基本的に同様の取扱いによるため、詳細については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で定めるとともに、主務省令において、過年度の取扱いも含めて、対象資産あるいは特定の要件や手続を規定する必要があると認識しています。 このため、今後、総務省が改正に向けた主務省令ひな型をお示しすることとなります。
30	【資料 11】 P56 注解 68	「この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。」 ⇒今般改訂により特定の承継資産に係る費用相当額の取扱いが追加されているが、承継資産について、上記記載は適切ではない。上記記載は、従前の特定の償却資産のみを対象とする記載にすべきではないか。	過年度の取扱いへの対応のためには当該記載が必要であり、また今後も承継資産が生じることを踏まえておく必要があります。 なお、過年度の取扱いについては、主務省令の改正を含め、対応する必要があると認識しているところです。 特定の償却資産の減価に係る会計処理に関する承継時の取扱いについて、主務省令では例えば、以下のような規定が参考となります。 附 則 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (成立の際の会計処理の特例) 第二条 研究所の成立の際研究所法附則第二条第六項及び第七項の規定により研究所に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

No.	該当箇所	意見等	考え方
			<p>(会計処理)</p> <p>第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。</p>
31	【資料 11】 P57 第 88 賞与引当金に係る会計処理	賞与引当金見返を計上する際は、「賞与引当金見返に係る収益」(収益)を計上するものとされましたが、賞与引当金見返を減額する際は、「賞与引当金見返に係る費用」(費用)を計上すればよいか(退職給付引当金見返も同様)。	上記 2. No. 7 の修正内容を参照ください。
32	【資料 11】 P57 第 88 賞与引当金に係る会計処理	「賞与引当金見返」及び「賞与引当金見返に係る収益」を計上することとしているが、費用財源の収益(運営費交付金収益等)の計上はどのような会計処理になるのか。	上記 2. No. 7 の修正内容を参照ください。
33	【資料 11】 P57 第 88 賞与引当金に係る会計処理	賞与引当金及び退職給付引当金の会計処理については、賞与及び退職金の支給時に引当金見返を取り崩すとともに運営費交付金債務も取り崩すことになると想定されるため、業務達成基準の収益化計算の対象外という理解で問題ないかをご教示頂きたい。	上記 2. No. 7 の修正内容を参照ください。
34	【資料 11】 P57 第 88 賞与引当金に係る会計	賞与引当金見返・退職給付引当金見返を計上することにより、財務分析上、ROA(総資産利益率)の悪化等が見込まれるが、投資家に対し、今回の改訂をどのように説	今回の改訂の経緯等につきましては、「独立行政法人会計基準の改訂について」(案)をご参照ください。 その上で、法人の特殊性等を踏まえた説明責任について、ご判断いただ

No.	該当箇所	意見等	考え方
	処理 第 89 退職給付に係る会計処理	明すればよいか。	くこととなります。
35	【資料 11】 P57 第 89 退職給付に係る会計処理	初年度の処理は以下となるのか。 退職給付引当金見返 / (収益科目) (費用科目) / 退職給付引当金 この場合、収益、費用は同額となり、臨時科目で計上されるのか。	第 13 回共同ワーキング・チームでは、過年度の取扱いについて、以下のような仕訳を参照しつつ議論がなされました。 会計基準改訂に伴う〇〇 (臨時損失) 100,000 / 退職給付引当金 100,000 退職給付引当金見返 100,000 / 退職給付引当金見返収益 (臨時利益) 100,000 なお、詳細な規定については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A で定めることとなります。
36	【資料 11】 P57 第 89 退職給付に係る会計処理	退職給付引当金に係る会計処理の際に初年度 (H31 事業年度) は過去の分も含めて一括で計上するのかをご教示頂きたい。	上記 No. 35 の考え方を参照ください。
37	【資料 11】 P57 第 89 退職給付に係る会計処理	退職給付引当金に係る会計処理の際に、出向者を受け入れる際に過年度分も繰り入れ計上するかをご教示頂きたい。 また、逆の場合、過年度分を戻入として収益計上するのかをご教示頂きたい。	「第 62 注記事項」<注 43>自己収入等、法人税等及び国庫納付額、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用についての 3 (4) で「国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用」について記載しており、出向者分については当該規定に基づき整理されます。 なお、今後、より詳細な規定を定める「独立行政法人会計基準」及び「独

No.	該当箇所	意見等	考え方
			立行政法人会計基準注解」に関する Q&A も改訂を予定しています。その際、改めて御意見など確認の機会を設ける予定です。
38	その他	今後確認したい事項が生じた場合に、Q&A の体制を引き続き設けていただきたい。	今回の独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）のみならず、今後、より詳細な規定を定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A も改訂を予定しています。引き続き、ご意見確認の機会を設けることに留意します。
39	その他	以前、これに関するアンケート調査依頼があったが、その際にどういった意見等が出されたのか、またそれに対する見解・回答について、可能であれば情報提供をお願いしたい。	アンケート結果の概要につきましては、第 12 回共同ワーキング・チーム【資料 1】及び【資料 2】、第 13 回共同ワーキング・チーム【資料 1】及び【資料 6】に含め、総務省ホームページに掲載しております。

以上